

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
28-92	高等学校	公民科	政治・経済	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		
104 数研	政経 317	改訂版 政治・経済		

1. 編修の基本方針

- (1) 教育基本法や学習指導要領における目標が達成されるよう、学習指導要領の内容や、その取扱いに示された事項に準じて編修した。
- (2) 政治や経済に対する関心を深めて学習意欲を高めることができるようにし、正確な知識を習得して、日常生活や社会と積極的にかかわることができるようになることに留意して編修した。
- (3) 民主主義の本質に関する基本的な問題の学習をとおして、現代における政治、経済、国際関係などについてみずから考える力を養えるようにし、また、良識ある公民として公共の精神に基づいて社会に対して主体的に寄与しようとする態度を育成できるように配慮した。
- (4) 本文の記述にあたっては、学習内容を正確に理解できるよう、できるかぎり平易に、かつ簡潔になるよう配慮した。

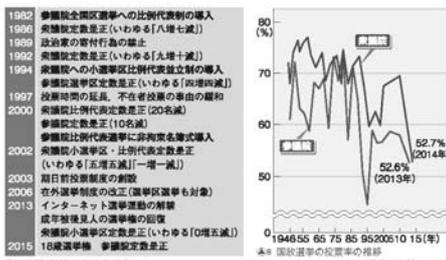
2. 対照表

図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
第1編 第1章 第1節	政治や法の意義について考えさせるとともに、先人が試行錯誤を重ねてきたさまざまな政治体制を紹介し、それが日本国憲法にもつながっていることを気付かせるよう配慮した。(第1号)	6～21ページ
第1編 第1章 第2節 第1編 第1章 第3節	日本国憲法にうたわれた理念やさまざまな権利を紹介するとともに、その理念などを実現するために日本国憲法下でとられているしくみを理解できるよう配慮した。また、さまざまな問題点も浮かび上がらせ、それがみずからの現在および将来の生活と関連付けられるよう配慮した。(第2号)	22～63ページ
第1編 第1章 第4節	戦後日本の政治のあゆみを紹介するなかで、正義の実現のために積極的に社会の形成に参画したり、政治に参加したりすることの責任、重要性や意義を知り、これらに主体的に寄与する態度を育成できるよう配慮した。(第3号)	64～77ページ

第1編 第2章 第1節 第1編 第2章 第2節	戦後を中心とする国際政治の動向について紹介するなかで、国際社会における日本の役割についても言及した。また、国家どうしの関係、国際機関の重要性などに言及し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養えるよう配慮した。(第5号)	78～93ページ 94～104ページ
第2編 第1章 第1節 第2編 第1章 第2節	経済的自由主義を基盤とする現代の市場経済のしくみや政府の役割を紹介するとともに、そのしくみを理解できるよう配慮した。また、さまざまな問題点も浮かび上がらせ、それがみずからの現在および将来の生活と関連付けられるよう配慮した。(第2号)	106～116ページ 117～143ページ
第2編 第1章 第3節	戦後日本の経済のあゆみを紹介するなかで、男女の平等を実現するための政策や、市場原理のみでは解決できない問題に対処するための労働政策・社会保障政策など公共的な政策が果たしてきた役割を理解させるようにした。(第3号)	144～177ページ
第2編 第2章 第1節 第2編 第2章 第2節	戦後を中心とする国際経済の動向について紹介するなかで、国際社会における日本の役割についても言及した。また、国家どうしの関係、国際機関の重要性などに言及し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養えるよう配慮した。(第5号)	178～190ページ 191～204ページ
第3編 第1節	男女の平等を実現するための政策や、市場原理のみでは解決できない問題に対処するための労働政策・社会保障政策など公共的な政策が果たしてきた役割を材料として、みずからが現代社会の諸課題について探究できるよう配慮した。(第3号)	208～219ページ
第3編 第2節	戦争や環境破壊など、生命・自然を脅かす地球規模の問題を材料として、みずからが現代社会の諸課題について探究できるよう配慮した。(第4号)	220～227ページ

3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

- (1) 第1編においては、民主政治の意義と本質について、あくまでも、生徒が主体的に、自分自身の問題として考え、理解できるようにするため、幅広い立場の意見を紹介するように心がけた。困難な課題と試練に直面している世界と日本のなかにあって、私たち一人ひとりに何ができるのか、何をなすべきなのかという問題意識を念頭に置いて解説した。



※7 国政選挙の投票率の推移 (総務省資料による)

これらの問題の解決に加えて、選挙制度には検討すべき課題がいくつかある。まず、海外で活動する国民が増えたため、外国からでも投票できる在外選挙制度を設けたが、それをもっとよく活用できるように改善する余地が大きいと指摘されている。また、外国人であるが永住権を持ち日本人と同様の生活をしている者に、とくに自治体選挙への参加を認めるよう法改正をすべきとの意見もある。さらに、欧米の動向や憲法改正のための国民投票法に照らして、選挙権行使年齢の20歳から18歳への引き下げが課題とされてきたが、2015年にそのための法改正が成立した。

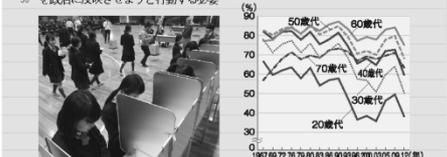
選挙と無党派層 近年、世論調査などで、「支持政党なし」という回答が、他のどの政党への支持よりも多くを占めるようになった。それは、選挙においては固定的な投票行動をとらない「浮動票」の動きとなって現れる。かつて、とりわけ各地の首長選挙で、主要政党のおすすり候補者をやぶり、相次いで無党派候補者が当選したことで注目を集めた。今や、各政党はこの無党派層の支持獲得に選挙戦に勝つことはできなくなった。また、新たに地域政党を結成する動きもある。

- ① 在外選挙制度 2005年の最高裁判所の違憲判決(→p.57表)を受け、衆参ともすべての選挙が対象となった。
- ② 永住外国人の選挙権 最高裁判所は、永住外国人の自治体選挙(地方議会議員や首長の選挙)への選挙権を認める法改正は憲法が禁じているとはいえないと判断している。

2015年に公職選挙法が改正され、2016年の参議院議員選挙から選挙権の下限年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、高等学校在学中に選挙権を行使できるようになる生徒も多く出てくることになる。

国際的には、すでに20世紀のうちから、18歳に選挙権を与える国が増えており、日本の法改正はむしろ遅かったともいえる。とくに、日本のように少子高齢化の進む国では、どうしても高齢者層の政治的影響力が大きくなる。そうすると、政治が若年層の変遷に応えることが難しくなるが、これは国の特長的発展のために望ましい事態ではない。もちろん、高齢者のなかにも国や地方公共団体の行く末を長い目で判断できる人は多いだろうが、やはり若者自身が自分たちの意見を政治に積極的に反映させていくことが必要である。選挙権を若年層に広げるとは、日本の未来を築いていく世代の意見をより広く政治に取り入れようというねらいを持つ。

ただ、これまでの選挙において、若年層の投票率は、残念ながら他の年齢層に比べてかなり低い。社会人として生活する厳しさをも身をもって知ることの少ない年齢層の人々が、自分の意見を政治に反映させようとする必要を感じないのも、理解できることではある。しかし、民主主義国において最終的に政治を動かしているのは選挙であり、その選挙に参加している自分の意見を政治に反映させる機会が与えられていることの意義を深く意識することが大切である。日本国憲法が基本的人権を「人権の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると述べる(97条)趣旨は、選挙権にはとくにあてはまる。この機会を軽々に捨てるのは、あまりにもったいない。



※8 年齢別投票率の推移 (衆議院議員選挙。総務省資料による)

(2) 第2編においては、経済分野の学習に、生徒がよりなじめるように、各所に身近な話題や図・グラフ・写真を配するように心がけた。経済活動のグローバル化が進展し、各国間の相互依存性がますます深化している今日、資本主義とその課題についての正確な知識がますます必要とされるという観点に立って、経済の基本的な概念や理論と世界経済における日本の役割を広い視野から考察するように心がけた。

第2節 現代経済のしくみ

1 市場経済のしくみ

市場経済 市場とは何をするところか。
市場とは、財・サービスを取り引きする場所である。そこでは、財・サービスの売り手(供給者)と買い手(需要者)が出会い、価格を仲立ちにして売買が行われる(市場経済)。市場には、取り引きされる中身によって、財・サービスを取り引きする商品市場、労働を取り引きする労働市場、資金を融通する金融市場などがある。米市場、小麦市場、株式市場などのように、その市場で取り引きする商品の名をつけてよぶこともある。

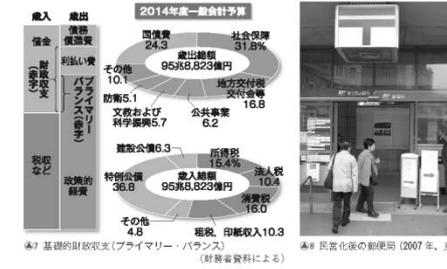
市場経済と私法の三大原則 近代市民社会の成立とともに、契約自由(私的自治)の原則、所有権絶対(保護)の原則、過失責任の原則という私法の三大原則が確立された。これは、国家の干渉を受けることなく、各人が自己の責任において自己の権利を自由に行使することを、社会生活における原則として認めためであり、市場経済の大きな特色である。

この原則に基づいて、憲法などの公法とは別に、私人間の権利・義務関係を定める私法(民法、商法など)が整備されている。法的環境が整備されて初めて、経済紛争があっても円滑に処理できるので、経済取引の秩序が維持されるのである。ただし、各人が対等な関係でない場合は、一方に不利が生じることを規制するため、この原則の例外もある。

原則	内容	原則の例外
契約自由の原則	公序良俗に反しない範囲であれば、どのような契約を、だれとどのように締結・履行しようとも、自由である。	労働者の保護・消費者の保護
所有権絶対の原則	正当な経済活動によって得られた成果は、その人所有の財産として保護される。	「公共の福祉」による制限・国家徴収・社会保障負担
過失責任の原則	故意のみならず過失があった場合にも責任を負う(過失がなければ責任は負わなくてよい)。	無過失責任の原則・公害対策・製造物責任

※1 私法の三大原則とその例外

- ① 価格 財・サービスと通貨との交換比率のこと。通貨を交換の仲立ちとしている市場経済で重要な指標。労働市場では賃金、金融市場では金利が、それぞれの市場での指標である。
- ② 金融市場 広い意味では、証券市場(債券や株式の取引)や外国為替市場なども含まれる。



※8 民営化後の郵便局 (2007年、東京)

する政策に転換した。「三位一体」の改革を進めて国から地方への資金の流れにも手をつけた。特殊法人改革についても「民営化が廃止」という目標を設定して、一般会計からの税金投入を抑制し、道路公団や郵政公社などの民営化を進めた。また、公共事業を削減した予算編成を行った。

しかし、2008年のリーマン・ショック後の世界的な不況の影響もあって税収は伸び悩み、また、2011年の東日本大震災の復興費用などで歳出が増加し、近年では税収が歳入に占める割合は半分以下である。公債依存度は約40%に及び、相変わらず危機的な財政状況が続いている。

財政構造改革の具体的な成果はまだこれからである。公平で、より透明な財政運営につながり、結果として国民全体にとって有益な形で税収が使われるような財政構造改革が行われるべきである。

財政赤字の削減目標 政府は中期的に財政赤字を削減することを量的な財政再建目標としている。具体的には、2020年度までに国と地方をあわせた政府の財政において、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を黒字化する目標を設定している。この達成には、歳出を抑制するだけでなく消費税などの増税によって歳入を増加させるなど大胆な財政改革が必要であるとの意見もある。

- ③ プライマリー・バランス 「歳入-国債発行等により得られる借入金」が「歳入-過去の借入金に対する元利払込費」を上回ることを、プライマリー・バランスが黒字化するという。

(3) 第3編においては、現代社会が抱えているさまざまな課題について、生徒がみずから探究する際の手がかりとなるよう対立する意見をそれぞれ例示した。さらに、生徒が自分自身で考えていく力を養えるようにし、また社会に対して主体的に寄与しようとする態度を育成できるよう、各課題の末尾に「考えてみよう」を配して道筋を示した。

第1節

現代日本の諸課題①
少子高齢社会と社会保障

関連ページ p.164-177



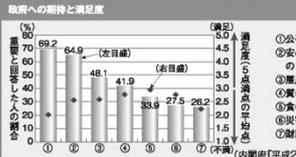
少子高齢社会にどう向きあうか

日本はすでに人口減少社会に入り、世界に例をみないスピードで高齢化が進行している。少子化は、未婚率の上昇、子育て環境の不備、経済格差の拡大などが背景にある。一方、高齢化の進行は社会保障費の増大を招き、財政を圧迫している。少子高齢社会に対応した持続可能な社会保障制度はどうあるべきだろうか。[大きな政府]「小さな政府」の議論を超えた多角的な検討が求められている。

意見A 市民の自助・共助の努力が大切である

- 年金は自助努力=積み立て方式で毎年100兆円を超える社会保障給付費のなかで年金が5割、医療が3割、介護が1割を占めている。年金については、現役世代のときに保険料を払わず、将来無年金や低年金になる恐れのある人が増加している。年金制度への信頼を回復するためにも、現役世代が高齢世代を扶養する現在の賦課方式に代えて、公的な管理の下、将来の年金を自分で備える積立方式への転換が必要である。基礎年金以外は市場に委ねていく方法もあろう。医療や介護については、本格的な予防施策の実施や、外資参入も含めた規制緩和で、低価格医療・介護サービスの提供や、社会保障費の給付抑制が求められる。
- 共助の精神で「新しい公共」の創出 少子高齢化に対応するために、安易に社会保障給付に頼っていたのでは財政赤字がふくらむばかりである。そこで、医療・介護・子育てなどの分野で、需要を掘り起こし雇用を拡大していくことが大切である。とくに失業者・高齢者・障がい者など社会的に排除されている人々が、NPOの活動などを通して、居場所と出番を実感しながら人と地域との絆を作り直す取り組みが注目される。その他、防災・防災・街づくり・環境などの分野も含めて、市民・企業・NPOなどさまざまな主体が、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指して共助の精神で参加する「新しい公共」の創出が求められている。

政府への期待と満足度



項目	期待度 (%)	満足度 (%)
① 公平で安心できる年金制度の構築	89.2	64.9
② 安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現	84.9	48.1
③ 雇用や雇用の安定を確保	81.9	41.9
④ 質の高い医療サービスの提供	77.9	33.9
⑤ 食の安全・安心確保	75.9	27.9
⑥ 災害対策、犯罪対策	71.9	26.2
⑦ 財政健全化の計画的推進	67.9	21.9

(内閣府「平成21年度 国民生活満足度調査」による)

意見B 政府の積極的な関与による格差是正が重要である

- 出生率を改善したフランスの手法 1980年代以降、急速な出生率の低下に悩んだフランスは、政府が積極的な出産・子育て支援策をとった。人口を維持できるとされる出生率の水準2.07を目標に、子育て支援の家族給付制度を中核とする各種の福祉制度や、出産・育児優遇税制、女性の仕事と育児の両立支援などで、目標に近い出生率まで改善した。フランス特有の事実婚やシングルマザーへの社会的寛容性という背景もあるが、国の徹底した福祉政策こそが少子高齢化を食い止める道であることを示している。国民的合意の下、ワーク・ライフ・バランスを計り、社会保障や税制の所得再分配機能を高めたことが効果をもたらした。
- 格差社会の是正、生活保障の推進を 1990年代頃から、日本でも競争原理が浸透し、規制緩和、民営化が進んだ。21世紀になると、派遣労働の製造業への解禁など、小泉「構造改革」路線がそれをいっそう加速した。そのようななか、非正規社員の割合は増大し、ワーキング・プア層が広がった。将来設計の見通しが立たないなかで結婚できず、結婚しても成果主義の過重労働と保育園不足で子どもは産まず、少子化はいっそう進行した。民主党への政権交代後の子ども手当も頓挫した。雇用と社会保障とを一体化した生活保障を推進し、少子化に歯止めをかけていくことが肝要である。政府の果たすべき役割は大きい。

考えてみよう

- 1 国民の期待度が高いのに満足度の低いテーマとして、年金、子育て、雇用・居住、医療などが上位にあげられている。なぜそうなのか。少子高齢社会の現実を直視し、その具体的な課題を調べてみよう。
- 2 課題を克服するためには、市民みずからの自助・共助の力と、政府の役割とをどのように組み合わせればよいのか。その道を探ってみよう。

208 第3編 現代社会の諸課題

第1節 現代日本の諸課題 209

編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
28-92	高等学校	公民科	政治・経済	
※発行者の番号・略称	※教科書の記号・番号	※教科書名		
104 数研	政経 317	改訂版 政治・経済		

1. 編修上特に意を用いた点や特色

(1) 学習指導要領にあげられた項目に基づき、本文の内容を編・章・節に分けた。節内には小見出しを付けて、学習内容がはっきりわかるようにした。また、必要に応じてコラムや副文(比較・補足・参考・判例)、脚注を設け、生徒の知識を深めたり、興味を広げたりすることができるようにした。

第2章 国民経済と国際経済

第1節 国際経済の動向

1 貿易と国際収支	178
2 国際経済のしくみ	181

第2節 国際経済の課題と国際協力

1 地球環境と資源・エネルギー問題	191
2 発展途上の経済と経済協力	196
3 国際経済における日本	201

COLUMN
人口問題と食料問題 204

第3編 現代社会の諸課題 205

持続可能な社会の形成を目指す

第1節 現代日本の諸課題

1 少子高齢社会と社会保障	208
2 地域社会の変容と住民生活	210
3 雇用と労働をめぐる問題	212
4 産業構造の変化と中小企業	214
5 農業と食料問題	216
6 大規模自然災害とエネルギー問題	218

第2節 国際社会の諸課題

1 地球環境と資源・エネルギー問題	220
2 国際経済格差の基正と国際協力	222
3 人権・民族問題と地域競争	224
4 国際社会における日本の立場と役割	226

※この編では、第1節および第2節のそれぞれにおいていくつかの項目を選択して学習すること。

参考資料

日本国憲法／大日本帝国憲法	228
さくいん	235

	その割合 (%)				
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
社会をよりよくするため、 社会問題に臨みたい	8.1	36.3	25.1	12.5	18.0
将来の世や世の若い子として 政治家に夢見したい	7.7	27.7	31.1	15.3	18.1
政策や制度については専門家 が決定するのが良い	6.8	30.0	28.4	15.3	19.5
子どもや若者が対談の段階や 制度は対談者に聞くべき	25.0	42.7	12.3	5.2	14.7
学級により、社会問題が 考えられるかもしれない	6.1	24.1	29.9	21.2	18.7
社会のことは複雑で、 私は理解しにくい	6.4	24.9	32.6	18.0	18.1
私個人の方では決断の決定に 影響を与えられない	27.6	33.6	18.4	5.9	14.6

※ 政策決定過程への関与についての日本の若者の考え (調査対象者は満13歳から満29歳までの男女。内閣府「平成25年度 我が国と海外国の若者の意識に関する調査」による)

比較 — 他の事項との関連や同じ性格の事項について、事項間の類似点や相違点を整理・理解するための解説。

公法と私法	8	選挙区制の特徴	68	裁量カルールか	131
「法の支配」と法治主義	11	市民運動・住民運動・NPO	74	戦前と戦後の財政支出	132
福祉国家と夜費国家	51	経済問題への対処	107	社会保障の主な類型	172
検察官と弁護士	56				

解説 — 本文に掲載された事項について、その内容をさらに深く理解するための解説。

憲法と立憲主義	7	ベトナム戦争	89	財政赤字の削減目標	137
主権の意味	9	核兵器廃絶を求めた動き	94	高度経済成長ののずみ	146
天皇大権と臣民の権利	23	日本の領土をめぐる問題	102	カード社会と契約	161
新憲法の制定	24	経済活動	106	非正規雇用	168
憲法改正の手続き	25	資本家と賃金労働者	109	少子化問題	175
部落差別	27	ケインズ革命	110	戦後の西欧諸国とアメリカ	182
外国軍隊への自衛隊の支援	41	所有と経営の分離	116	IMF体制の矛盾	184
有事関連法制の整備	42	寡占下での競争	122	通貨危機の原因	185
衆議院の優越	46	独占禁止政策	123	保護主義的措置	186
裁判官の身分保障	54	インフレーションの種類	124	WTOの紛争処理機能	187
裁判員制度	58	スタグフレーション	125	拡大するEU	189
条例制定権の範囲	60	三つの国民所得	127	石油代替エネルギーの問題	195
地方財政	63	自動安定化装置	133		
各国の政党政治	64	建設国債と赤字国債	135		

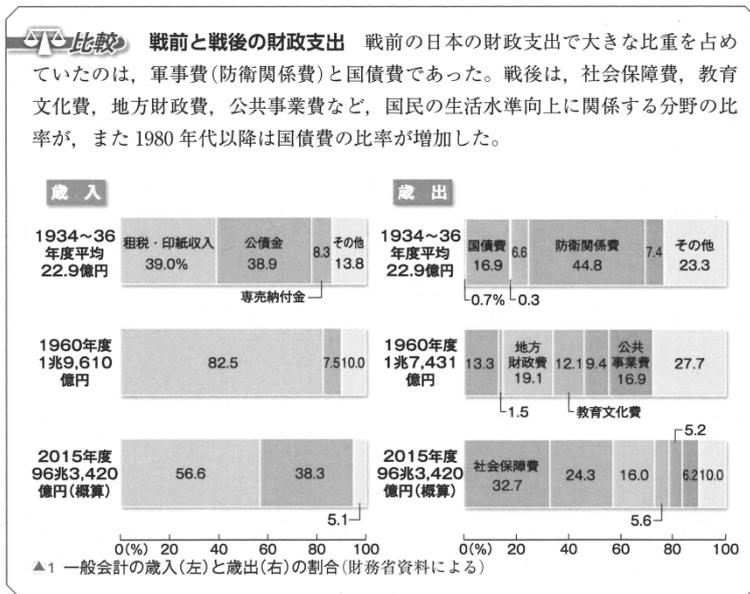
参考 — 時事的または高度な内容、あるいは歴史的な事項ではあるが、政治・経済を理解する上での参考になるため、とりあげている事項。

ファシズムと共産	18	インターネットの発達とマスメディア	「見える手」と資源の最適配
社会主義国の成立と崩壊	21	ア	分
国際平和を目指した思想・条約	37	東欧政変の底流	90
の発展	37	アジアの民主化運動	91
基地問題	43	1990年代の国際社会	92
明治憲法下の内閣制度	49	新時代へ	93
首相公選論	50	社会主義経済の理念と現実	「ハデー・クラークの法則」
公務員制度	51		148
特殊法人改革	52	大衆消費社会	112
明治憲法下の地方行政	59	持株会社	115
中選挙区制	69	市場経済と私法の三大原則	159
選挙と無党派層	72	自由貿易と保護貿易	179
記者クラブ	76	開発独裁体制	197

判例 — 本文に掲載された内容に関する裁判事例などの解説。

津地鎮祭訴訟・愛媛玉串料訴訟と靖国神社公式参拝問題	28	知る権利	33	外国人の人権	36
教科書検定訴訟	29	表現の自由とプライバシーの権利	34	憲法第9条と裁判	39
朝日訴訟	31	大阪国際空港騒音公害訴訟	35		

比較 他の事項との関連や同じ性格の事項について、事項間の類似点や相違点を整理・理解するための解説として設けた。



補足 本文に掲載された事項について、その内容をさらに深く理解するための解説として設けた。

補足 IMF体制の矛盾 基軸通貨国アメリカは、世界に準備通貨を供給するため、国際収支は赤字にならない(国際流動性の供給)が、逆にアメリカの赤字が続けば、ドルと金との交換が維持できなくなるため、ドルへの信認が低下するようになる(ドル危機)。このドルの国際流動性と信認が両立しないという流動性のジレンマから抜け出し、国際流動性不足を補うため、IMF協定の改正により、金・ドルにかわる第三の準備資産(通貨)として、特別引き出し権(SDR)が創設された。これは、IMF加盟国の国際収支が悪化したときに、IMFから配分された特別引き出し権を対価として、外貨を豊富に所有する他の加盟国から必要通貨を引き出せる権利を指す。

参考 時事的または高度な内容、あるいは歴史的な事項ではあるが、政治・経済を理解する上での参考になるため、とりあげている事項を示す。

参考 基地問題 安保条約によって日本国内に現在約5万人の米軍が配置されているが、基地周辺では騒音・誤爆・米兵の犯罪などの基地問題に苦悩してきた。とりわけ国土面積の0.6%を占めているにすぎない沖縄には、全国の米軍基地面積のおよそ75%が集中し、米軍極東戦略の拠点として、日本復帰(1972年)後も、また冷戦終了後も、重要な位置を占めてきた。1995年の米兵による少女暴行事件をきっかけに、基地の整理・縮小や米軍兵士への日本側の捜査権を制限する日米地位協定の見直しを求める運動が高揚し、普天間飛行場の返還・辺野古への移設などが決まった。だが、県内移設に反対する県民の世論も根強い。なお、日本が負担する駐留米軍の経費(思いやり予算)をめぐる議論が続いている。

▲4 沖縄の米軍基地・施設

判例 本文に掲載された内容に関する裁判事例などの解説として設けた。

判例 朝日訴訟

1956年当時、病院入院患者に対する保護基準として、月額600円の日用品費が定められていたが、それでは生存権を保障するのに不十分であるとして、朝日氏が訴えた。最高裁は、原告死亡により訴訟が終了したとしつつ、「憲法に定めた生存権は国の目標であり、個々人に具体的権利を与えたものではない、保護基準は厚生大臣の裁量に任せられる」と述べた(1967年)。このような、生存権は国の財政出動をともなうため、国に対して政策の方針や目標を示したものにすぎず、法的な拘束力を持たないとの考え(プログラム規定説)に対しては、憲法に人権として定められた以上、法的拘束力を持つ権利であると解するべきだとする**法的権利説**が対峙している。

社会保障のあり方が問われた裁判としては、朝日訴訟のほかにも、児童扶養手当と障害福祉年金の併給禁止によって生存権が侵害されたとする**堀木訴訟**などがある。堀木訴訟で最高裁は、生存権保障の具体的実現方法は、立法府の広い裁量に委ねられていると指摘し、併給禁止規定の合憲性を認めた(1982年)。

(2) 授業の展開を容易にし、かつ目的意識を持って学習できるように、各項目には、その項目の主要テーマについての「問いかけ」を設け、かつその「問いかけ」を「本文」の直前に入れることで、意味あるものにしようと意図した。

3 経済活動の主体

三つの経済主体

国民経済の構成主体を見てみよう。

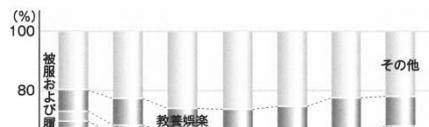
資本主義経済は、主に消費活動を行う**家計**、主に生産活動を行う**企業**、両者の調整・再分配や独自の生産・消費活動を行う**政府**の三つの経済主体から成り立っている。そして、これら三つの経済主体が相互に結びついて、生産・分配・支出の経済循環が行われる。

(→p.106)

家計の働き

家計は、どのような働きをしているか。

家計は、人々の消費生活を通じて経済的な満足を追求する経済主体である。家計は、



(3) 現代の政治に関する問題と経済に関する問題、あるいは日本に関する問題と国際社会に関する問題を個別的に説明するだけでなく、各所に参照ページを付して相互に有機的に学習できるようにした。

1970年代後半以降、政府は赤字国債を発行して景気刺激政策をとり、政府支出の対名目GDP比率は上昇した。その結果、1980年代に入ると公債残高が巨額になり、財政支出は抑制の方向に向かった。企業は需要を海外に求めて輸出を伸ばしたが、そのために大幅な貿易黒字が発生し、欧米諸国との間で**貿易摩擦**が深刻化した。1985年の**プラザ合意**後は、輸出依存体質を改めて**内需拡大政策**がとられた。一方で、円高と貿易摩擦への対応策として海外への生産拠点の移転が進められて、**直接投資**が急増し、国内では**産業の空洞化**が懸念されることとなった(円高不況)。

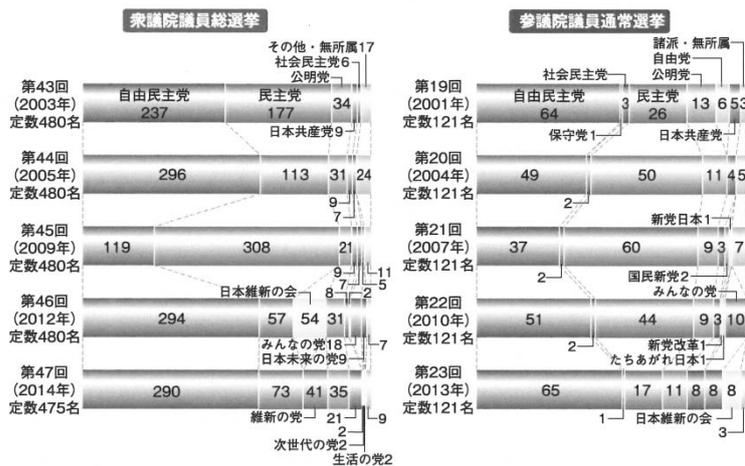
(→p.202)

(4) 3か所にコラムを設け、社会の動向に対する生徒の興味や関心を引き出しつつ、問題点や解決策などについて生徒自身が主体的に考えてみるようにした。

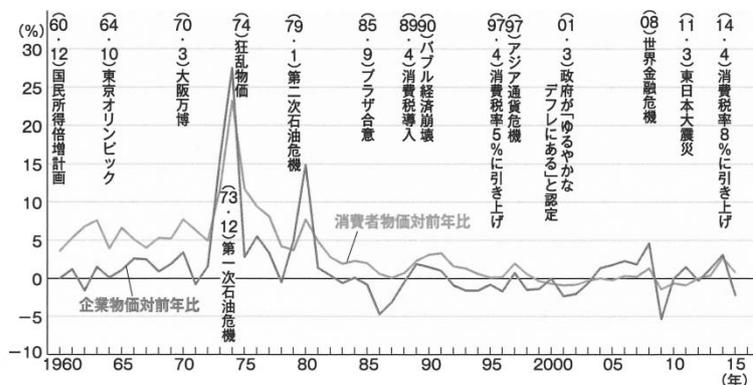
<p>2015年に公職選挙法が改正され、2016年の参議院議員選挙から選挙権の下限年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、高等学校在学中に選挙権を行使できるようになる生徒も多く出てくることになる。</p> <p>国際的には、すでに20世紀のうちから、18歳に選挙権を与える国が増えており、日本の法改正はむしろ遅かったともいえる。とくに、日本のように少子高齢化の進む国では、どうしても高齢者層の政治的影響力が大きくな</p>	<p>性を感じないのも、理解できることではある。しかし、民主主義国において最終的に政治を動かしているのは選挙であり、その選挙に参加して自分の意見を政治に反映させる機会が与えられていることの意義を深く意識することが大切である。日本国憲法が基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と述べる(97条)</p> <p>趣旨は、選挙権にはとくにあてはまる。この機会を軽々に捨て去るのは、あまりにもったいない。</p>
---	--

COLUMN
選挙権年齢の18歳へ

(5) 多色刷りを効果的に利用し、工夫された図表、イラストや写真などを盛り込むことにより、複雑な内容を容易に理解・把握できるようにするとともに、生徒が興味を持って学習できるようにした。



▲2 政党別議席数の推移(総務省資料による)



(6) 本文の学習を進めるにあたって必要な、日本国憲法と大日本帝国憲法(抄)を巻末の参考資料として掲載した。

2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1編 現代の政治 第1章 民主政治の基本原則 と日本国憲法	(1) 現代の政治 ア 民主政治の基本原則 と日本国憲法	6～77ページ	24
第1編 現代の政治 第2章 現代の国際政治	(1) 現代の政治 イ 現代の国際政治	78～104ページ	9
第2編 現代の経済 第1章 現代経済のしくみと 特質	(2) 現代の経済 ア 現代経済の仕組みと 特質	106～177ページ	24
第2編 現代の経済 第2章 国民経済と国際経済	(2) 現代の経済 イ 国民経済と国際経済	178～204ページ	9
第3編 現代社会の諸課題 第1節 現代日本の諸課題 第2節 国際社会の諸課題	(3) 現代社会の諸課題 ア 現代日本の政治や経 済の諸課題 イ 国際社会の政治や経 済の諸課題	206～227ページ	4
		計	70